

財務省令第三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第一百七号）の施行に伴い、並びに関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第十二条第一項（同令第十三条及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（積荷目録への記載を省略できる事項）

第二条の二 令第十二条第一項ただし書（外国貿易船に係る入港届等の記載事項の特例）（令第十六条第三項（記載事項の特例の規定の準用）において同条第一項（外国貿易船の出港届の記載事項等）の場合について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項

は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する貨物に係る令第十二条第一項第二号に定める事項とする。

一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定により積荷目録を提出する場合

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、又は法第十七条第一項後段（外国貿易船の出港手続）の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合

2 前項の規定は、令第十三条後段（外国貿易船の入港届等の記載事項）において準用し、及び令第十六条第三項において同条第二項（外国貿易船の出港届の記載事項等）の場合について準用する令第十二条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と、「開港」とあるのは「税関空港」と、「船卸し」とあるのは「取卸し」と、「本邦の港」とあるのは「本邦の空港」と、「外国貿易船の船長」とあるのは「外国貿易船の機長」と、「法第十五条第

一 項」とあるのは「法第十五条第二項」と読み替えるものとする。
第八条を削る。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。